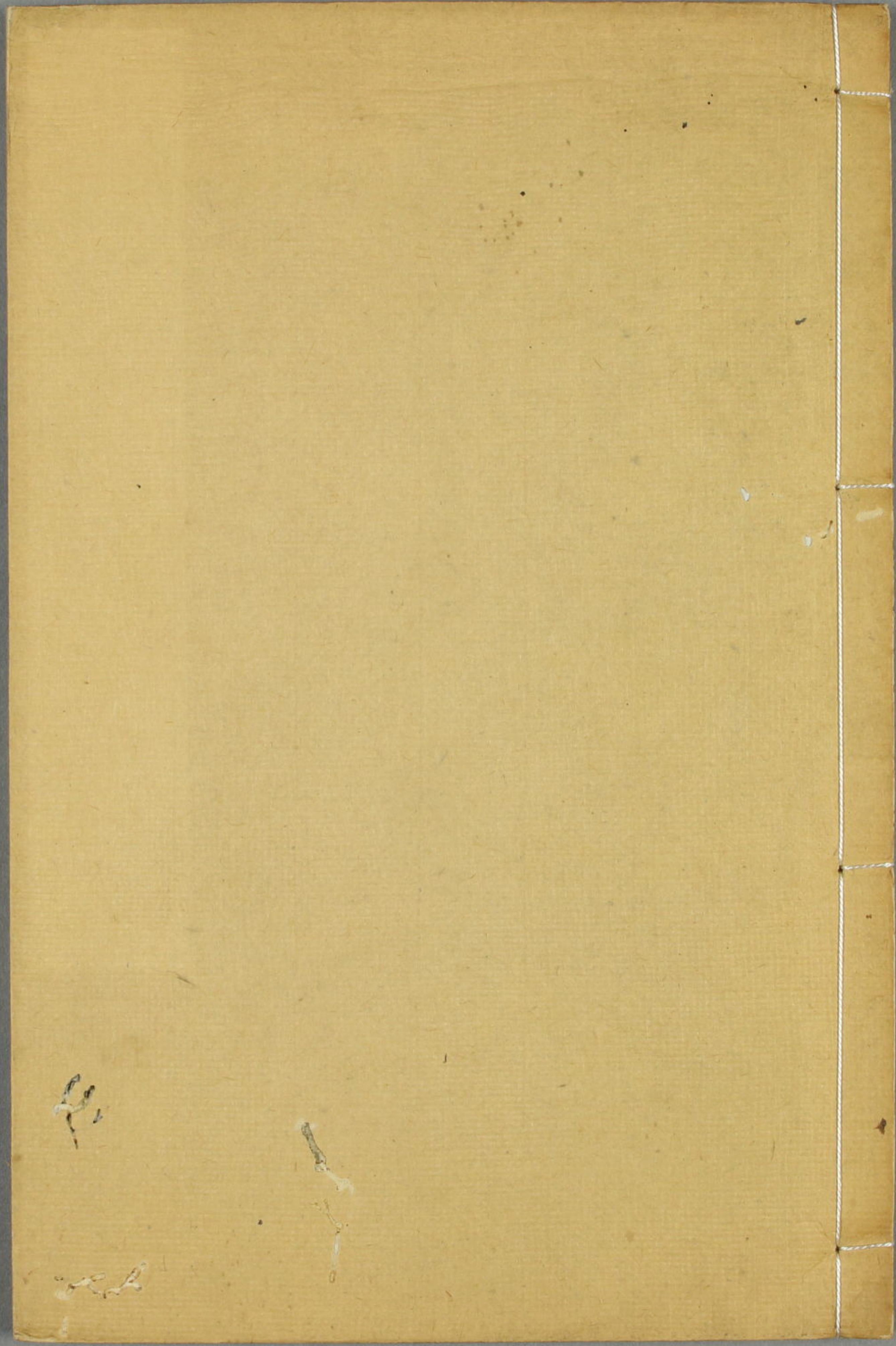




讀史餘論

新井君美著

三四



讀史餘論卷三

筑後守從五位下源君美著

萩原裕校正

○上皇御政務之事五下

安徳を高倉の子、母は清盛の女、建禮門院といふ。
 三歳ふて受禪、清盛夫婦准母の宣旨を蒙る。關
 白基通攝政たり。法皇を鳥羽殿ふとらハ社、高倉
 上皇は新院と申せしむ。政務はつらハ社、高倉
 攝政を名のふて、天下乃事あつくを清盛の心
 のまも也。三月、新院嚴嶋へ御幸。此時清盛上皇ふ
 とらハ社、四月、源頼政ひそくに以仁親王を勧めま

いられ、平家滅亡さびとほのれ、法皇第二子なりて新院異腹兄也
五月事覺れ、清盛やうて知盛をうてうたむ。
親王中流矢而死。三十歳 賴政自殺。七十歳 仲綱兼綱ハ
戰死。六月清盛遷都於攝州福原。復幽法皇於福原。
御所以仁親王の事ありて也。又賴政の事あり
て、諸國乃源氏悉く殺さる。と沙汰す。八月、
賴朝舉兵於豆州。母 十月、義仲舉兵於信州。此月、清
盛、下き、兵富士河うて潰ゆ。維盛大將軍 忠度副將軍 十二
月、清盛復京師。養和元年、正月、高倉院薨。廿 二月、清
盛命城助長為越後守、討義仲。西海南海兵起。西國 小諸
方、伊豫、小河野、紀州、小熊野、別當等なり 源行家尾張不到ふと聞えて

知盛惟盛をささむ、逼留して皆をくも。次、閏八
月、清盛薨。六十歳 此夜、西八條第火。宗盛奉還法皇於
法住寺。三月、重衡、惟盛敗行家兵於尾張墨俣川。卿
公義圓戰死。義經の母兄 六月、平助長出師。俄死。七月、宗
盛令肥後守貞能討鎮西兵。八月、勅陸奥守藤秀衡
討源賴朝。秀衡不受命。壽永元年、九月、城長茂任越
後守。助長弟 與義仲戰敗。二年、四月、平維盛通盛為大
將軍。忠度、經正、清房、知教為副將軍。討義仲。五月、平
軍大敗。還十萬兵。六月、に生還二萬人。副將軍知
教戰死。七月、義仲叡山小陣。宗盛等奉
主上奔福原。清盛季子 七月十四日、貞能討鎮西。平之而歸。廿
五日、不都ねちと。又平族の中知

盛らりて死す義仲を以仁の御子を乳母
一と諫めたり 子讚岐守重秀の僧ふあし北國へ奔りてを還俗
さしめて主ふせんとして具して上洛す 木曾宮還
俗宮後ふのふり宮と申は 按て江路入洛とて也
山の上を江州を経て都に入らんと 初義仲越前の府に拒
至て彼と戦ふ 寺と合謀して東坂本陣にて僧六郎親忠覺明
等六千兵也 玉海ふ是月朔帝御紫宸誤墜于南階
雷下 又有牛舛小板敷上又狐糞御床上愚管抄に
此時法皇新熊野ふ 藤原範季潛ふ奏して源
氏をて 小江州に至り六波羅ねとろささハ
ぬ 東北に兵軍事小長セテ平氏に敵とくさ小阿

尊成下
 本分註四
 官二字

ら次君をのり終はんふ此時也といひ
ハ 鞍馬ふ至り玉海ふ攝政基通艶容あ
るを法皇常に愛し終ひ ハ基通平家ふた
し 西海ふ赴んとてこのりし
事を告參らせ 終ひハははそら鞍馬ふ御幸
日 四のりち叡山ふ登り終ふ宗盛等法皇うせ
終ひ 一ハはかなく主上をさ奉り都をた
日 ころて法皇御歸路義仲を勢多より行家守治
より 都ふ入る法皇使残下され頼朝もめ
社 とを不答八月五日法皇尊成を即位せむ
こ 平家を福原ふたまたま筑紫へおつ
こ 二帝あり安徳をば先帝と申しさ
こ 此時高

倉の皇子安徳の外、二宮ハ西海不在、三宮と四宮と洛あり、三宮時ハ五歳也、此外以仁王の子木曾宮ハ一宮

後鳥羽院ハ、高倉第四子、四歳少テ即位、基通攝政、
そとのあゝ、此時前關白基房ハ、
こふて其子師家を攝政とせむと云、世人ハ右大臣兼實其任ハあたれりといひ、
より基通を愛シ、
ふより、
左馬頭ハ任シ越後を賜ひ、朝日將軍とす、行家備後守ハ、
ト伊豫守、行家ハ備前守ハなざる、此外源氏十餘

人受領檢非違使、
討義仲發兵、
平家物語ハ、
嶋ハ止リ、
つりハ、
に、
守行家院乃、
家播磨ハ、
と見ゆ、
州、
賴朝、
賴朝、
賴朝、

東乃寫呈馬法皇大驚按す多小に此頼朝に詐謀
法皇義仲君臣の際を離間
せんといふあり又義仲を討んとす
る故なり清盛薨せし養和元年閏二
月頼朝その伯父志田三郎先生義廣と戦ふ事あり
義廣戦死して義仲ふり継り三月院中
て議定ありて武田太郎信義不仰きて頼朝追討
此廳御下文を被下るゝとの事京より大夫属入
道三善善信告をきしは頼朝信義を疑ふの間
信義誓紙を捧て其事なきを以て代申せり中一年
を隔て壽永二年乃比信義頼朝不仕く義仲越後
伐破り頼朝不仕たり平氏と縁をむすして

頼朝をくつくとしれを信義の女を志水冠者義
高小嫁とんとせしを義仲ゆるさけり故小
のくを諷と一也おくふおるて頼朝義仲と戦む
とす義仲志田義廣をうりて出をくさやうとを
しざらばとて義高を鎌倉ふりてしりて頼朝と
和したるに社を平家こそ朝敵を殺頼朝と軍と
むやうをあら次との事なり義頼朝その長女を
して義高の妻とす此よりして相定と一所を依
てしりてくち義仲を北陸伐攻上りてつひ小都
不入りたり十一月十九日義仲攻法住寺幽法
皇於五條内裏遷帝於閑院と社を源氏兵京中に

みちりて、洛外あて田代のりて、林と、資財等を奪ふと聞えて、院より壹岐判官知康を御使ふと制す。院より仰下されし、知康その御答をそより次、馳歸りて、義仲をさるるるると讒をいそ。さらば、山山寺の僧を召集て、義仲を討す。とある。木曾小属七、畿内乃兵皆く院小参り、五萬兵總小七千となり。院中小参ふ兵二萬、知康大将を承る。義仲やて法住寺殿よりきて、火箭を射り、多し、官兵皆潰ゆ。法皇のねを、院に五條内裏へ入らる。院次帝を、院殿へ行幸を、義仲の手にくらり所

六百三十餘人とつふ。廿三日、義仲四十九人の官職をとくむ。此時、頼朝舎弟等小六萬兵を法皇に、義仲うてとて遣はるに、よくと聞て、尾州熱田邊小陣をとくむ。義仲平氏へ使して上洛あまるといひ、院より、小知盛に議あがりて、義仲小降参す。と答らる。義仲又、松殿入道殿下、意見ふりて、人人の官を復し、殿下の子師家の^{十二}歳、從二位中納言なる。院内大臣と攝政とらる。十二月十日、小法皇を出し、申さる。大膳大夫成忠の宿所六條西洞院へ幸なりぬ。元暦元年、正月十日、義仲兼征夷大

將軍東鑑云。鎮守府宣下者。坂上中興以後至藤範
 季安元二年七十度征夷。僅兩度也。桓武延曆十六年十
 一月坂上田村丸朱雀天慶三年正月藤忠文爾來
 皇家廿二代二百四十五年職原抄云。征夷者始於
 日本武尊。已往東征人或為按察使。或為鎮守將軍。
 文屋綿丸以來有征夷將軍之號。平城嵯峨戰日平
 使愚按。田村丸忠文皆稱征夷將軍。征夷號久以中
 絕。義仲任征夷將軍。其後賴朝任之。爾來連綿。按征
 名自日本武始。征夷將軍之號。廿日東軍與義仲戰
 自綿丸始。爾來以義仲為中興。廿日東軍與義仲戰
 于京師。義仲及義廣敗死。
 按。義仲之始。高倉宮乃令旨を奉て兵

を舉一に宮に御事ありと其御子乃僧と
 たり。後いしを取立還信なり。まいらせ主とな
 次。又伯父に義廣。小頼。またこれに賴朝恨て私軍
 せむとせしに。我愛子に十三なりを送出して中
 和らさし。なと。君父に義を知れりといふ。し。
 北國度々の戦ふ。うらら都ふむらひし時。
 山僧と故なき軍をむと然る。庵うららはして。覺
 明の策。法用ひてまみやうに京よ入る。あて
 平家の兵をやふりて。都城追たせし事。あて
 く。義仲の功也。賴朝四年のほと東國を併吞
 て。みつらら私事をいと。恥し。のあて。と。に。る。

何らか。法皇天子は擇路ひ一日を。木の主と
 七一人。小黨を事なかりしなり。悉く皆義
 小あたれりといふ。たゞ法住寺殿をせめ
 一事の罪ありといふ。然れども。知康の
 せめに諺を存せし法皇既に御誅罰あるべし。小
 て手小属と一兵とを多く馳参りし。其
 憤不堪なる故也。此事死を救ふの策。君
 側をばらふ。擧とそつ。さ。此。大。た
 を義仲最後の軍な。一とそ。又。い。ひ。ふ。く。し。
 り。鼓。め。う。ら。や。あ。ま。て。そ。て。よ。な。と。い。ひ。死。
 也。その。ち。松。殿。能。仰。ふ。た。う。ひ。院。死。を。出。し。

まいら。を。關。官。の。人。人。を。出。せ。し。類。理。り。と。ら
 ぬ。男。は。あ。ら。か。頼。朝。能。義。仲。を。討。せ。し。事。さ。ら
 ぶ。り。能。謂。を。い。ふ。一。と。一。と。一。と。私。軍。を。む。と
 せ。し。心。得。ら。れ。た。り。け。ち。秀。衡。小。な。さ。れ。し
 と。い。ふ。院。宣。を。木。曾。の。謀。也。な。と。い。ひ。し。心。得
 ら。此。度。兄。弟。小。兵。は。亦。て。能。ほ。を。し。え。法。住。寺。殿
 の。事。あり。し。を。聞。て。其。罪。を。問。ひ。し。は。あ。ら。か。
 義。仲。法。住。寺。殿。を。や。さ。し。時。と。て。小。東。軍。を。熱。田
 小。至。れ。り。と。見。へ。し。頼。朝。能。心。い。と。く。小。を。は。ら
 ら。を。い。と。ふ。む。ら。を。免。小。あ。る。也。平。家。物。語。盛。衰
 記。等。小。み。え。し。所。を。木。曾。の。田。舎。人。な。り。し。由。と

法住寺殿成やさしとの事此を見え今其餘の
 罪を聞え法住寺殿を焼し事を先論せり
 田舎人の禮ふたうのねと。ゆりて其功成掩
 ふへさ。おれらの記鎌倉乃代ふあるせし所を
 終るいと。小頼朝の地をたむとせしつと
 ついふ其辭成得たりと見え。又玉海小清
 原頼業ちかをそのに兼實ふ申せしハ。わらさ時信
 西弁ふ其子俊憲とむはま。法皇ふ時御在
 位此比也。俊憲申せし今上みかどを暗主也。治國の
 量あら次。晋惠帝八王ふ挾れて兵亂やむとな
 うりしふとくふふへと歎と。果して其言を

と誰の先見の明を感せさるべきといひ
 と也。按さるに此院より今宮と申せし時を
 鳥羽院美福門院を愛し多いて近衛院を位ふ
 法多申さ終し多々官成をたし免けり終ふ。
 其後女院の崇徳成終をみ終ひし故ふ思外
 ふ此院を即位あり。と終し二年より終すを
 保元乃亂ありき。其後つくふとなくて寵任
 し終ひし信頼うと終しとらる終多いて平治
 乃亂あり。其後又二條院と御心よりら終し
 故ふ。嫡孫の六條をたらし終はん料ふ。清盛を
 頻り擢任し多し。う終し權を恣ふをゆふたよ

ひて、うづらぬ輕薄の輩とて、うづらて平氏を滅
 さむ。て遂に兩度もてとらふに終ひ。今又
 知康のとき、輕薄の者の讒し申す旨に、うづら
 義仲の大功をすて、忽ち誅し、まひむとて
 とらふに終ひ。つて寵臣功臣終つて免にとら
 へ、遂に前後四度も、うづらちや、を終
 と賴朝ふに、やうに社て、遂に天下の權を奪
 へ、遂に終へり。保元乃亂後、若くは、善政は
 行ひ終へり。皆に社信西らと、うづらひ申す。所
 也。うづらも、うづら才略いぬ。を知らて任用
 とらふに、といふは、あら。御乳母乃夫を社

を、うづら申す旨、うづらせら終ひ。なる。後
 憲ひとも、帝の非器は、社信のふ、ふあらは
 崇徳院も、文も、非火武に、あら、原と仰ら
 と、由、保元物語、ふ、み、名、を、り
 義仲や、うづら、の、ら、廿二日、師家終攝政を、と、免
 て、基通再ひ攝政氏、長者を、是又法皇は、御意也
 廿九日に、東軍京、伐を、ら、二月五日、終夜、義經三草
 山、兵を、や、ふ、七、日、一、谷、伐、陷る、此、ら、法皇
 松殿基房、不御使、あ、る、去、年、基通職を、や、め、ら、終
 一時、右大臣無實、伐舉、す、十二歳の童子、師家、を
 攝政と、朝を、輕ん、私を、い、ら、ふ、義仲、不黨、

朕、西幸を勸む。朕、西を々今日あらむや、
 仰らば、基房陳を々小辭なり。平氏攝州小
 至り、日勢振ふと聞えて内應の人多し。一告
 敗と聞えて、此らの輩皆にそる。兼實一人義仲
 小黨を以平家小通、をりて、頼朝、此を聞
 て中原親能、小むうひて、朝政、正さん、少右府
 を、て當職、を、と、親能、ひる
 ら、中納言雅頼、小語る。雅頼又兼實、小告、
 玉海、小出川、三月廿七日、頼朝、正四位下、秀卿、自六
 位叙、四位例也。四月、頼朝、義仲の子、義高、弑す。六
 月、範頼、任三河守。八月、義經、左衛門少尉、檢非違使

を、頼朝、不快、を、義經、を、西海、小む、
 京都、残守、を、義經、を、平家、を、う、た、
 と、範頼、残、を、む、九月、義經、叙、從五位下、十月、
 院内、昇殿、を、ゆる、は、頼朝、彌、心、を、ら、文治元
 年、二月十六日、義經、西征、十七日、渡海、十八日、陷屋
 嶋、三月廿四日、義經、與平軍、戰長州壇浦、敗之。先帝
 没海、平氏悉殲、西海皆平、頼朝、命、範頼、留鎮九州、徵
 義經、還、四月廿二日、基通、加茂、詣、法皇、御見物、按、
 る、小、去年十二月十六日、基通、春日、詣、時人、い、く
 兵革、う、ら、く、を、神鏡、以、また、御歸洛、なく、饑饉、又
 加ふる、小、う、大營、を、ふ、事、時、代、を、ら、は、と、廿

六日神鏡神璽入浴。廿七日賴朝叙從二位。玉海小。賴朝の賞を議せしめらる。清盛叙正三位。凶例也。賴政叙從三位。ころころして。正四位。下より三位を歴して。二位ふたはけし也。五月義經賴朝小使して。龜井誓紙を遣し。因幡守廣元小就て冤を訴し。賴朝不答。其後義經宗盛父子をみて東行腰越小至る。鎌倉小入る事を由りて。六月義經宗盛父子をみて。歸洛盛衰記。平家物語長門本一。平家物語小。東鑑宗盛父子を近江篠原にて。玉海小。義經篠原小ありて。大藏卿高階泰經小就て奏して。いとく。彼父子をふくめて。誅

す。其首檢非違使小附て。按檢せら。社人や。但一路頭小。法皇小の事を議せしめ。無實小官高小て。帝家外戚。使廳小附す。法皇賴朝義經を憚て。ふたひ勅問あり。無實小を決し。たと申さき。法皇御心小。彼首を使廳小。八月四日賴朝佐佐木定綱をて近江兵戎具小。前備前守行家を討小。十四日義經兼伊豫守院廐別當小。京師を守護す。宣下あり。改元小。今日除目小。百練抄小見。此月法皇義朝小。東鑑小。十七日の事也。と見。此月法皇義朝

の墓。小勅使左少辨 藤兼忠ありて。内大臣正二位を贈ら
 ず。平家九月。頼朝梶原源太左衛門尉景季を京師
 小遣。義經を伺しむ。九月二日。小遣りて。義經小
 命するに。行家を討へしと。いふ。以てす。此時義
 行家を討て。追討す。平愈のち。行家を稱す。此月。範頼自
 西海入洛。十月止日に。鎌倉小至ふ。十月二日。頼朝
 土佐房昌俊に。八十三騎をつきて。義經を討しむ。
 此日。鎌倉をく。川。行程九箇日。小定。百鍊抄
 小。十月十七日。今日。被下源二品追討宣言。廷尉義
 經。雖申断。上皇都無御承引。而再三申之。難治之間。
 忽有公卿。僉議。大内兩府以下。諸卿多參入。各申云。

平家義仲等之時事。雖不起於。叡慮。隨彼等。申請被
 下件宣言。今又如此。不可有異議者。仍宣下。今夜子
 刻許。義經宅堀河軍兵自四方攻寄。有夜討之企。義
 經。忽合戰。嚴來。勇士皆悉逃散。此間院中騷動。四門
 等被閉。義經進使云。奇怪之輩。皆退散。不可驚思。食
 者。件張本者。土佐房云。東鑑。此時右大臣無實意
 見殊。被盡理。皆是關東引汲之詞也。内大臣基通不
 被申。分明之儀。左大臣經宗。早可被宣下之由。申切。
 帥中納言。經房再三傾申之云。按。東鑑所
 記。少異。而詳注于下。十月十三日。義經潛以院參
 て申。行家關東小叛。て兵を起さむ。其故

は頼朝の事を誅せむと云ふ事を聞いて、いふれ
る故ありて、罪ふと叔父を殺す、まやの旨、鬱陶
す、ふふふも也。義経は社を制するといふと、元承
引なり。又義経の事も平家をわろほし、世を静
謐し、属とす。豈大功といふべし。は休らむや。志
うふし、頼朝の功、伐思ふ。そのうひあつた所
の所領もくを改變し、刺誅滅のうし、結構を其難
をのうし、社んき、行家不同意し、訖。その上、頼朝
追討の官符を賜ふ。勅許ならん。ふは二人
共に自殺す。と云く。うし、行家の鬱陶をふと
むへ、まふしを仰下さふ。十七日、昌俊六十餘騎に

て義経の宅を襲ふ。家人等西河邊、小道遙るるの
間、無勢也。忠信を相具して、門をひらき、うし、出で
戦ふ。行家り、うし、うし、来りて、ふを、戦ふ
の間、土佐房等退散。義経院参して、無為社を
奏す。十八日、昨日、義経言上、此事、議定ある。ふ、當時
義経、社外、警衛の士なり。そ、濫行あらむ。ふ、誰
の社、社を、ぬを、く、ふ、今、の、難を、の、うし、社、ま、はん、た
め、先、宣下ありて、追て、子、細、伐、關、東、ふ、仰ら、ふ、へ、し、
頼朝、定て、其、憤、な、らん、歟、の、うし、治、定、し、て、宣下、
上、卿、を、左、大臣、經、宗、を、廿二日、ふ、土、佐、房、や、ふ、社
し、事、關、東、に、聞、ゆ、頼朝、は、南、御、堂、の、供、養、を、行、ひ、

廿五日小勇士等をつらげ尾張美濃小至りて足道洲俣の渡を兩國に住人小守らと入洛して義經行家をうつらと下知し廿九日みづら鎌倉をそら東海東山北陸の兵を催促す平家物語盛衰記小此時記頼朝を上せしと也東鑑小十一月小山朝政結城朝光等五十餘人を上す一日駿河國黄瀬河小陳し京都の事を伺ふ三日義經行家院参して後西行義經九州地頭二百騎をつらといぬ義經行家法皇を奉じて西の兵を聚むれば皆服七也故小五日小關東より發遣の武士入洛頼朝忿怒之趣ま川左大臣経宗小申す今日河尻小至り此處小攝津源氏多田藏

人行綱豊嶋冠者等戦てうらやめらる然れとし義經の兵を落し勢を残りその多うら六日行家義經の船大物の浦ふくえはらふ七日義經都を出し事黄瀬河小聞ゆ今度此事宣言といひ廳下文といひ逆徒の申請小任せらる何事小ら度この勲功をうけらるやのうら頼朝をうらに鬱怒す八日大和守重弘一品房昌寛等を都小遣す鬱憤を申し候所也十日還鎌倉十一日頼朝の鬱怒を聞召たゞ後うて義經行家追討の院宣茂畿内近國に國司小下さる十五日大藏卿泰經の状鎌倉小至り行家義經事偏為天

魔所為歟。彼所請為避當時之難。一旦雖似有勅許。曾非叡慮之所與。賴朝報云。行家義經謀反。事為天魔所為之由。被仰下。甚無謂事候。天魔者為佛法成妨於人倫。致煩者也。賴朝降伏。數多之朝敵。奉任世務於君之忠。何忽變反逆。非指叡慮被下院宣哉。云。行家云。義經不召取之間。諸國衰弊。人民滅亡歟。仍日本第一大天狗者。更非他者歟。

按多小。賴朝行家義經を誅とむとする事甚い。そ社なり。初賴朝鎌倉小入里より。すてに自家を經營する乃志あり。されど東國の豪家を故なく誅滅し。又義廣と戦ひ。義仲をうたむ

原本方作
間雙作變
非

とせし。の類悉く皆己小害あらむとをこころせハ也。平氏の暴逆。弑せんり。を稱すと。と。兵を擧て四年の間。一騎を。て西せし。次。富士河の戦。も彼来れり。故小應。七。その也。西征の師と。見。東國の郡郷。に。に押領して。巴小功あり。の小割。あ。ふ。い。う。て。是。戎。朝。憲。を。重。く。す。と。り。ふ。屋。と。義。仲。を。う。ち。し。ま。う。れ。て。小。京。に。入。て。平。氏。を。追。落。し。朝。賞。小。預。り。し。を。惡。し。し。故。也。然。る。小。義。經。の。心。を。得。し。し。院。中。に。伺。候。し。て。朝。賞。小。あ。つ。ふ。ふ。し。川。多。兵。戎。用。ふ。乃。方。天。下。に。雙。な。り。し。を。も。す。と。も。賴。朝。の。忌。た。も。ふ。所。

也。されば頼朝常に彼ら兵權をうばひて其勢を孤くして平氏滅びしを以て其を推す小なや其のらんを以て其を推す頼朝をうばら朝小二心ある故小朝志あるものを忌むるなり。義經已の弟を名といへと云。當時了て小朝臣小列して京師の鎮護する。然る小これに輦轂の下に殺さむとす。これ豈臣の心なるや。形らんや。上皇は暗弱なふと利して行家義經の事代以て其事をたひやうと参らす。木曾と平氏を滅すの功あり小これなり。も。小平氏は兵威を權しを義經の功也。終

小平氏を亡きしを義經の功多しといひはく。義仲殺誅と事。法住寺殿を七光参らせし罪を問ひしを非矣。東軍終京小入る。時を以て其の凶悪の日小あり。頼朝朝の御をのふは其代討しといふ。其を以て也。或たも。らく。義經終小頼朝小をむきたる。さらば頼朝のうれを誅さんとせし事。理りと。も。いふ。と云ふ。然るに。義經を。り。り。頼朝小二心なり。く。頼朝の姦計ある事。を知らず。い。く。頼光。頼親。頼信。とく。義家。義綱。義光。のふとく。兄弟共小朝の御まもり

嘗多く一とのを思ひて、賴朝乃代官として義
 仲をうち平氏をやぶり後京師を守護して
 院中小伺候たり。然るを賴朝不快乃氣色あり
 一は、いふそして其心をさらむとたもひ
 されば、義經平氏をやふる事のうなはさか
 不及ひて、義經讚岐ふひうひし時、渡邊より風
 あらく浪高き真先船を出す、大藏卿泰經
 これを諫めしふ、義經殊も存念あり、一陣にお
 りて命をすてむとたもふといひき、その志も
 一此度の軍ふはと成得んを最初討死
 すし、一勝を得、賴朝の心もやたらさ

なむやと思ひし非ずや、うくまてに賴朝の
 た免ふ心を盡しぬれと、賴朝さらふよとた
 ちふ心もれく、平氏はるひ一日、さみやうに其
 兵權を奪ひて召還す、此のち數通の起請文を
 以て二心をきうを申し、いとそさらばゆ
 ばさ、次はひ討手をさむあり、此時義經
 そつうら首刎てるは、年比乃志をあらはさむ
 さいさあらは、その餘ハ自ら死救ふの謀を
 出さんふとて、義經院宣を申請し事やむ
 ことを得るに出たり、其志のこゝろをあらはせむ
 へし、ある人又たむらく、義經の志驕て勇

を恃みき、みづつら其禍をくらむを、う川加ふる
 小景時の讒を以てすといふ、これを又頼朝小
 黨ともた説也。範頼の願うて怯なるそつひ
 一死をまねうをす、其死せし時誰の如れを讒
 とし、たもあにう、頼朝のときそのく弟くら
 む事最難しとさうりふをなれ

○ 鎌倉殿分掌天下之權事六

頼朝十四歳の時、二條院永曆元年三月豆州小流
 され高倉院治承四年八月、三十四歳より兵を起
 し、杉山の戦不利なくして、房州小比呂へ、九月上
 總、下總を去りて、十月小武蔵を経て鎌倉小入

ふ、さし、頼朝房州小有しとき、藤九郎盛長を
 て千葉常胤をうたらし、常胤盛長小就て申
 せしは、當時の御居所要害の地小あら、又御曩
 跡小あらす、速に相模國鎌倉小出さふと、勸
 めし、さうりて、終小鎌倉小住とられし也、頼義東
 征の日、鶴岡を勸請し、義家とれを脩し、義朝のく
 龜谷小住とらむを曩迹とらむひしなり、
 て頼朝、行家義經をうつし、とて黄瀬河まてう
 ら出て、それ、ち鎌倉小歸りし時、十一月十日小
 二日の事なり、頼朝鎌倉に歸り、鎌倉小歸る、十
 政小兵をばりて入洛せしめ、京を守らしむ、今度
 ハ關東の重事とれを、沙汰の始終乃趣を思ひ煩
 ハれ、小、因幡前司廣元謀小申せし、世已ハ澆

季ふして梟惡の者尤時を得たり。天下ふ反逆の輩あらむ事更ふ絶へらる。東海道乃ちちんちんくくしてまゝしを静謐さす。事此と姦濫さた免て他方ふ起らむ歟。其を鎮めんを免に。毎度東國の兵を發せられん事人人の煩也。國の費ふり。此にいてをまて諸國ふ御沙汰を交へ。國衙莊園に守護地頭を補せらる。所あらむ。早く申請せらる。頼朝大ふ悦ひたり。十一月廿五日。此條時政入洛。此日また行家義經を尋索せらる。宣下。廿八日の夜時政帥中納言經房ふ就く。補任の諸國平

原本土作
公非

均ふ守護地頭權門勢家の莊土を論せ。兵糧米段別五升を充課せらる。残申す。廿九日。ちやく申請せらる。御沙汰あらむ。仰下。即日定驛法。不論權門勢家之所領。課往來之兵糧と云く。十二月六日。頼朝行家義經同意の廷臣を罪科ふ處せらる。を申請ひ。又右大臣無實に状を獻す。その大略。ちやく平氏都を落し。ちやく畿内近國の武士み狼藉を停めむ。久經國平二人の使を差上とて院宣を賜て事行ふ。と申す。彼國國大略沙汰。鎮せらる。重て別の仰をらる。鎮西四國ふ下。遣すに然る

續史論

卷之三

三十一

小義經九國に地頭を賜り、行家四國の地頭を給り、すてに下向の處に、風浪乃る免ふ後軍も覆没す、のれらを尋求めひとの間、國國莊莊門戸、戸山山寺寺、定て狼藉の事候、人歎、今ふたゝて、諸國莊園平均、小地頭職を尋沙汰す候也、おれ身の利潤を思ふ、おあらは土民もハ梟惡の意ありて、謀反の輩、小値遇し、その脇のの武士、小就て、事を左右より、せの奇怪をあらはさむ歎、其用意ならむ、る向後、四度計る、はの歎、をし其後、先例有限、正税以下、國役、奉家の此雜事、を對捍を致し、若懈怠を致さ、殊小誠

を加へ、其妨なく、法小任を、沙汰いたす云々、此年、賴朝撰、勇士分監、西海二十六國、十七日、賴朝の請小し、廷臣多く見任を解却せ、二年、三月朔日、賴朝小勅して、六十六州、總追捕使となし、諸國各地頭職を置し、時政、小七箇國を賜ひし、堅く辭して、關東知行の國を相模、武藏、伊豆、駿河、上總、下總、信濃、越後、豊後、九箇國なり、十二日、内大臣基通を免して、右大臣兼實を攝政とし、氏長者賜、隨身兵仗、聽牛車、此月、時政歸鎌倉、武士廿餘人を京小し、左馬頭藤能保をし、京を守し、此の能保の威や、盛也、賴朝の姉、五月、能保兵をし、行家を和

泉國よりてう川の子光家そなたふ。三年三月。基
 通再賜隨身兵杖。頼朝。義経ハ秀衡の許小安里と
 聞て使をそせて奏す。此秀衡義経をこす多て
又逆のりをちうを
 り。うくて廳下文を奥州山下さゆ。頼朝又雜色成
 遣す。秀衡異心をさふを申す。雜色の申す所を
 きて小用意の事ある歟と云。又此事成京に申
 寸。十月廿九日。後五位上鎮守府將軍陸奥守藤秀
 衡平泉館小卒す。秀衡父基衡小成きて陸奥出羽
 を領する事三十年。後妻此子泰衡成嫡子小せん
 とす。錦戸太郎國衡泰衡と心よりう長秀衡死セ
 んとさる時に。泰衡の母をきて國衡の妻と。中

をほらせ。泰衡國衡泉三郎忠衡本吉冠者隆衡等
 小誓りの義経を大將軍として國務をむる
 といいて死すといふ。五年閏四月晦日。義経民部
 少輔藤基成衣河館小自殺す。泰衡數百騎よりて嚴
 ひいのち。ま川妻をころし。女子を殺して。女子自
 害しぬ。三十一五月廿二日。申時奥州の飛脚来。六月
 十三日。泰衡使新田冠者高平義経の首を持来。義
 盛。景時腰越小出むらひて實檢す。黒漆の櫃小入
 觀者皆涙を拭ふと云。義経死後十三日止。四日。泰衡日
 ころ義経を隠し置し科をて小反逆小す。たを
 こ此を征す。さるを下知す。此日京師より能

保う状来り。奥州追討の事内々申され、處沙汰
 を經らる。關東の鬱陶黙止うたりといへども、義
 經もさう討られぬ。今年大神宮上棟、大佛寺の造營
 彼是計會を、追討の事猶豫ありといへども也。廿五日、
 ふは追討の宣旨を給ふといへども申す廿六日、泰衡
 誅忠衡、三義經も同意を多し、間宣下の旨ありに
 りたり。義經死後、按ずるも此と二月、忠衡う
 とれといへども、東鑑もさへい所を六月廿六日乃
 事也。たもふも、東鑑乃説えうるべき歟。世傳ふ
 此時義經死なると思ふも忠衡のものとす。のかれ
 いたる。うつ義經已に自殺して館不火をを

たうちとていふ歟。泰衡の獻せし首真なるも
 あらう。泰衡も始を義經すて死しぬとたもい
 へば、其首を得させり。似たり。その首をきて酒
 少飲し。日數歴てのち小鎌倉に送られしや。の
 くて忠衡の義經を助むを奔らる。め、残さうて
 討しなふへ。賴朝を疑ふ所あり。は、さきり
 小泰衡を討へ。と望申す。歟。世傳ふ事、
 正しくならん。少くも忠衡の討れし。義經の討れし
 うまをさす百日。近し。忠衡もさう討れし。上り義
 經死しうる。少あれ事。智者を待す。て明らう
 也。義經手を束ねて死す。就へる人あり。不審

乃事を乞とて蝦夷の地小義経の家乃跡阿多又
 夷人飲食不必ま川ぶ。予のいとゆゆヲキクルミ
 とりふを即義経の事とて義経此ちよは奥へゆ
 さいなといひ傳へるとえりふ也。晦日、頼朝大庭
 平太景能の故老を多をえて相議していとく。奥
 州征伐乃事天聴を伺ふに今に勅許ふく。御家人
 等残りありあ川免し事いよく有へことありしに
 景能をみやうに應して軍中聞將軍之令不聞天
 子之詔といへり。既に奏聞を被経のうへをある
 うち勅許を待たふふ辱らば、う川泰衡ハ累
 代御家人の遺跡をうけつぎしその也。綸旨を下

はれすとて誅罰あらんと何事の有へき。集れる
 兵士數日を費す事却て人乃煩也。とやく發向あ
 るへしとりふ。頼朝大小悦ひて鞍馬を賜ふ。七月
 十二日、定めて宣旨を下されん。與軍士をて小集
 り日残経るの間、官使を下はる人ふは遲滞し
 し。能保小仰とて彼飛脚して送るべしと奏して
 十九日に出師。八月八日、石那坂小戦ひ。九日、大木
 戸をやふり國衡をうち連戦皆利を得て。廿一日、
 平泉を陥り。九月三日、泰衡の首を得る。五十九
 月九日、陣岡より七月十九日小下さるく口宣院
 宣旨至れり。十一月三日、鎌倉小歸る。六れより六

十六州とくを賴朝につらさとれる所となれり。
 建久元年十月、賴朝上洛。大納言の二年十二月、兼
 實關白となす。三年三月、後白河法皇崩す。七十在
 位三年のち、二條六條高倉安徳、後鳥羽まで五
 朝の間院中より政務を聴かふと三十四年、保元
 の亂後、信賴清盛、義仲等、つたりにくる。みまひ
 賴朝のたえ、小推戴、つれて安樂、終り終へ
 里。されと皇威のたろく、天下終り武家に歸せ
 事をもく、小始ふ。七月、帝始て政をみつらす。
 賴朝を征夷大將軍とす。六年二月、賴朝上洛、東大
 寺供養のそめ也。政子、賴家同く入洛。七年、十一

月、兼實上表、内大臣基通、關白つら、三度初兼實、長
 女入内して中宮たるとか、皇子誕生なるとり、
 賴朝の女、入内せしむとせら、終り時、小
 權大納言源通親、帝に乳母三位局藤範と通して
 相謀りて、己の女を、これに帝にこれを愛して、
 賴朝乃女入内あらむとせら、終り、
 そくに奏して、此事をやむ。承仁法親王を帝乃
 叔父として、帝とむつま、く、日日小宮中に入ると、
 丹後局子榮と密通し、此丹後局とり、ふ、後白
 河法皇の寵女としてあり、は、法皇のこれ、
 て、中宮の事を專小して、播磨備前、國務を領

して新小大莊をいともみしを兼實頼朝とてり
りておれをとりたつた。されとも兼實を恨て承仁
通親と黨してなると。帝は遊宴を好て兼實を憚り
たふを見て隙に乗してたてた。遂に進奏は事頼
朝悦ひすと稱してハ帝乃心をたうし。帝悦
ひすと稱してた頼朝はく兼實の上表を悦ひ
其職を免基通はためてた。され代らた。免
り猶も兼實を流刑小申と免。其罪は
たは帝ゆる。されと其詐をはさると。され
と中宮も兼實は關白をや免ら。され宮中
を出て八條院ふりたり。僧正慈圓を天台座主を

やめられ。承仁法親王を以てた。代ふ八年
七月頼朝の女死す。初兼實の奏ふり。女御の
宣あり。俄小兼實停職を聞て遲滞はらに
死す。頼朝つまひら。通親の謀を聞て猶少
女あり來年入洛して女御小備ふ。且攝關を
かへら。され事其沙汰ある。といひ。人
皆是を懼る。九年正月十一日。讓位於仁。土御門
通親帝の朝務小倦み宴樂を恣ふむ。たもい
たふを知りて。その女の生みし所をたぐ。權を
專にとんう。免ふ。ひら。た勸泰らせし所也。上皇
十九歳
帝四歳

土御門院ハ後鳥羽第一子。母ヲ承明門院内大臣
 通親女實は法印能圓の女也。能圓ハ法勝寺執行
 也。八條二位殿の兄。
 始後鳥羽を四宮と申と一見能圓の養君なり。
 刑部卿範兼の女範子初能圓不嫁。承明門院
 を入内せしめ。關白基通を攝
 政とす。頼朝讓位の事を聞て大不たろき。又々
 疑ふ。十月基通賜内舍人隨身。基通蟄居年を経
 小無實職を罷らせし。のち又あらハ依皆通親の
 ちらひ也。近衛九條の兩流とらひ小
 攝關なり。此時基房師家猶たハ一々社とて松殿
 の流と衰ふ。正治元年正月十三日。頼朝卒。五
 三歳愚
 管抄小頼朝病中書成兼實小贈りて。此と入洛

し朝儀を正さんとたもひし不幸小し。此
 小至ふ命也とりふ。頼家十八歳まであを法き。
 外祖時政の遺言をく。四月高雄乃文覺隱岐國
 へ流さゆ。平家物語ふ。後鳥羽院御遊をのこ旨と
 をけせたるし。政道ち一向卿の局。即通親の
 妻範子
 乃まく也。けきも人の憂歎もやま。吳王劍客を
 好し。くは天下小疵を蒙るもの絶。楚王細腰
 を愛せし。は宮中より死する女ねほり
 上さの好むとに下ハ從不習をれ。世の危き
 有様を見て。心ある人のなけき悲し。まねハふ
 うり。中ふそ二の宮と申は。守貞親王後
 高倉院也正道

を專とせし勢終ひ、御學問にこそをさすハ祿を、
 文覺をたす後、き聖にていろふまゝき事を乃
 こいろひまへり、いろふまゝして此君を位ふはあ
 奉らハやと思ひ、たふまゝとて、頼朝のたハ、あふ
 程を思も、たす、たす、うて頼朝をを治ひ、たふ
 文覺頓て謀叛を起さ、たす、たす、忽小漏聞えて、宿所
 二條猪熊なる所、官人とてあまたたはあ、たす、
 八十小餘て搦捕て、終、隠岐の國へ流さ、たす、
 都残出た、たす、是、た、老乃波、た、立、明日を知ら
 ぬ身を、た、た、勅勘を、た、た、都、邊、も、置、
 して、は、た、た、隠岐國、た、た、た、た、毬杖冠者

こそ安らうらね、いろ様ふを我流さる、國へむら
 一とらむむる、そのを、た、た、上り、て、そ、申、
 る、た、た、た、國へ、た、た、た、た、時、文覺の
 亡靈あ、た、た、た、事、た、た、た、常、
 御前へ、た、た、御物語と、そ、申、た、た、維盛、子、六、代
 禪師坐、事、見、誅、十二、た、僧、と、た、二年、四月、立、守
 成、順徳院、為、皇、太、弟、源、通、親、を、傳、と、す、守、成、乃、母、藤
 重、子、上、皇、の、寵、深、う、り、た、た、守、成、も、又、鍾、愛、諸、皇
 子、に、た、た、通、親、上、皇、乃、御、心、成、さ、と、り、て、勸、ふ、其
 傳、と、り、て、彌、權、を、ま、た、建、仁、二、年、正、月、兼、實、藤、染、
 十月、正、二、位、内、大、臣、源、通、親、薨、我、愚、管、抄、小、通、親、

妻二位局範子死してのち承明門院も宮中を退
 させ給ふ。通親は子小春にその實子にあらず。其
 を私通とせり。又人をもち置給はしともいひ。其
 十二月基通攝政をやめて左大臣良經代給はり。愚
 管抄ふ。古者前官執柄存者少也。此比は基房を
 道殿下といひ。其子師家を小殿下といひ。基通は
 近衛殿下といひ。兼實は九條殿下といひ。良經を
 當殿下といふ。同時五殿下あり。未曾有之事也。
 三年正月權大納言藤宗頼卒。其妻は承明門院乃
 母範子の妹とて。卿三位兼子とり。外戚とつこ
 て上皇についでて權を專ふ。宗頼は其の勢と

より身を起こして宗頼死してのち妻の兼子の
 久ほくなく上皇小奏して前太政大臣頼實の妻
 たらむ事を乃らみたり。頼實官中乃權を執らむ
 とをたもひて悦ひてむらたり。其は乃ら頼實
 院中政ふあつ。九月實朝將軍に任す。元久
 元年春乃比北面の士猶少とて西面の士をた
 せ。武事をそのもひ。七月宇治小狩し。多し留り
 多ふと數日。みつら御衣淺脱て水小嬉まふ。
 此比は關東をくらし。二年四月頼實の女麗子
 臨ふ御心あり。二年四月頼實の女麗子
 を女御とす。其まは頼實の前妻藤隆子の生み
 所也。そのち兼子茂娶りて隆子をも出さ。無

子麗子を帝に御成長の後入内とて免むと思ひ
 てたの社の子ならねとそやいなひて頼實既
 小相國を辭しけりふたひ朝權を執ふへ
 とたそひ妻乃兼子にまきて左大臣小任とら社
 ん事茂上皇小おひを社とそ相國をま一人の降
 りて左大臣たらむといふ社なるとてゆる
 八日今春帝御元服ありて攝政良經の女を女御
 小參らさんとて頼實兼子をしてたの社の女の
 事をひそかに申しなむ麗子入内とて上皇良
 經は東宮順德即位茂待てりの女をば后小なさ
 るとて麗子を女御小おはふ建永元年二

月良經寛弘道長寛治師通乃例を退ひ上巳曲水宴を
 行ふ處とすと上皇を臨幸あふへて京極の
 第を修造し山をたき木をうゆ池水茂湛へて巴
 字に流を通し住吉の松をわらうは三月攝
 政太政大臣従一位良經盜のせめに殺さゆ廿八
 此事或は上皇其鎌倉と親くと又は才藝をい
 みてしるふとそ或は定家倭歌のたの社小
 敵しふをまけて也とも管為長新古今序を作
 らさふと茂恨みし故也ともいへ愚管抄小よ
 りて見れ頼實と兼子と謀小出也上皇は
 ちろし免は社しや否を詳ふらぬ其盜遂にあら

ハ社さるは當時頼實無子の威をたそ社一故な
 る一ハ社さる上皇を嚴一々尋求め終ハさ里一
 也。良經の女入内れり事頼實無子夫婦の志
 乃御覺へふらるや、そすまら攝政殿伐つた
 不け申せしより事起れる也。左大臣家實攝政其
 父前關白内大臣基通賜隨身兵仗九條の流衰へ
 也。十二月前太政大臣頼實賜隨身兵仗承元元年
 二月僧源空讚岐小流され其弟子安樂住蓮を誅
 す愚管抄小源空の徒勸入稱念佛則不妨犯女食
 肉云々四月前關白從一位太政大臣兼實薨九條

殿の祖。後法住寺關白といひ。又月輪殿といふ。十六
 二年。此比より上皇鍛冶を好まひ。十三人此
 番鍛冶を定むらふ。つららもうた勢落ひ。前太
 政大臣頼實二位僧都尊長等鉦伐り川の柄小
 菊を銘せらふ。四年十一月帝傳位於太弟時小帝
 順徳十上皇東宮伐愛まひ。家實頼實とをりり
 四歳也。て帝伐はたろ一奉らふ。家實關白より上皇を本
 院とも一院とも申し。土御門を新院と申す
 順徳は後鳥羽第三子。承久元年正月廿七日夜小
 源實朝此事あり。治承より承久二月二位殿信
 濃守藤行光伐使とて雅成頼仁二皇弟をえら

讀史餘論

卷四

讀史餘論卷四

筑後守從五位下源君美著

萩原裕校正

。北條九代陪臣より國命を執りし事付

皇統分祀并攝家五流となり事七變

承久記小義時勅不背きし事乃起り信州住人
仁科二郎平盛遠ら子十四と十五小義時
て熊野詣しに一宮御参詣の時御覽尋ら
きて二人は童西面ふ忍し仕はる盛遠面目の思
をなして去るを同く参候義時聞て關東御恩
乃者ゆふは社なく院中奉公不心得とて關東

讀史餘論

卷四

三

御恩の二個所茂收む。院宣を下さ。社還し。あたふ
 處一と何處と。不用。是は攝州長江倉橋兩莊を院
 中に召仕つ。多く白拍子龜菊不給りたり。其地頭
 等領家茂忽諸し。を社を龜菊憤り。改易す。一と
 仰下さ。依義時地頭職此事上古よりなかり。茂
 頼朝平家追討の賞に申し賜は。依ふ。能追討六個
 年。の間國の地頭人等父子兄弟郎従を討ま。一
 勲功より祭てわ。ち。所を。科な
 くして。今義時。を。改易せん。す。ふ
 一とて。社を。不用。一院の。憤り。ひて。國
 國乃兵を事に。正統記の論を

不用
 是は
 條分註

按を。此亂盛遠龜菊の事。不起。ふ。は。あら
 多。頼朝薨と。後より關東茂滅さん。年比御
 心。思召。と。を。社を
 川。武事茂習ひ。西面。侍等を名加ら。茂
 實朝の代。至り。關東御叱咀。事と。多。承
 久記。も。當大臣殿。官位を。除目。に。望。不
 過。不。是。官打。不。三條
 白河の橋。關東調伏。乃堂を。最勝。四天
 院と名付ら。は。大臣程。を。社を
 う。白河。水乃。急。關東
 社。實朝死。時。關東

乃長久茂祈まふ陰陽師數人そ其職をやめらま。
 うはるゝ二位殿の皇子茂申請られ 茂勅許るう
 りまぬ。うくて承久三年四月廿六日。順徳讓位於
 東宮。時小順徳廿五歳。東宮ハ四正統記承久三年
 の春比らるゝ。上皇思召なつとあり。今移る。俄小
 讓國し終ふ。順徳御身をうろろて合戦の事をし
 一川御心ふせき勢強ん御謀ふや。關白家實を
 罷て。左大臣道家攝政をり。此後後鳥羽茂一院共
 本院とし申し。土御門茂中院とし。土御門在順徳
 を本院と申す。後鳥羽順徳を御心茂一院にして

關東茂追討の事を議せられし。土御門院ハ諫
 免止めまひし也。承久記小は。徳大も。大臣諫め止
 一院。北面能登守秀康に仰きて。三浦
 駿河前司義村の弟平九郎判官胤義。當時大番小
 て在京とし。小仰合さる。胤義も義時小心よりから
 右園寺。右大将公経并其子中納言實氏を弓場殿
 小名籠られ。關東親昵伊賀判官光季茂名す。京都
 其家を圍む。光季并其子壽王冠者光綱四戰
 死。其後中納言光親奉て諸國一院宣を下さる。關

東へハ狎松といぬ者御使なり。胤義も使下し
 兄代をくむ。狎松足るや。代以て撫はる。秀康
 所後也。同月十九日午時。兩使鎌倉。小著く。義村
 弟。使を追返して。其状を義時。示す。二位殿。此
 御堂乃御所。して陰陽道。其輩ト並あり。關東可屬
 太平。此占あり。諸士群集の後。二位殿。秋田城。介景
 盛して仰ふ。承久記。小。自皆心を一にして。承
 社。此。最期の言葉也。とて。京方。小。参らんと。も。又
 留て御方。小。候て奉公仕らむとも。只今。こ。う。た
 申し。き。社。と。あり。し。ハ。皆。一。同。小。御方。と。らん
 り。一。戎。領。掌。を。り。此時。頼朝の恩。小。より。て。諸侍。昔

上総下
有下総
字

申。此。日。く。社。小。義。時。う。宅。う。て。一。族。并。小。老。者。會
 議す。意見。と。多。く。を。ま。と。大。略。を。是。柄。箱。根。の。道。代
 不。さ。さ。て。待。軍。あ。ま。を。さ。り。し。を。ま。し。に。廣。元。入
 道。覺。阿。群。議。の。趣。を。今。社。と。も。關。東。の。諸。士
 一。心。を。う。す。む。は。關。を。守。り。日。を。ま。を。事。還。て。敗
 北。此。因。ふ。ら。ん。歟。運。を。天。小。任。を。早。く。兵。伐。京。師。小
 發。を。う。す。し。い。ぬ。義。時。此。兩。議。を。二。位。殿。申
 され。し。小。西。上。せ。は。ら。む。り。は。官。軍。伐。敗。り。難。う。は
 一。武。藏。の。兵。を。待。て。速。に。上。洛。せ。し。免。ふ。と。あり
 一。は。遠。江。駿。河。伊。豆。甲。斐。相。摸。武。藏。安。房。上。總。常
 陸。信。乃。上。野。下。野。陸。奥。出。羽。州。等。の。兵。伐。徵。を。廿

廣元善信
二老文臣
有輔弼之
功

一日重て評議を是る住所を離れ官軍に向ひ左
右なく上洛思惟ありと歟由異議ある故
也。廣元又いとも上洛定ふの後日を経る少くも
異議又起れり武蔵兵伐待る事猶僻案也。
日をうさむ武蔵の國衆も漸索し定て変心あ
るべし。たゞ今夜中武州一身をりとも鞭伐揚ら
れも東國に武士もくも雲の龍もさうふとく
ふれへしとりも義時もくも思ひしと。たゞ
大夫属入道善信宿老して此を老病危急に
間籠居を成。二位殿めして仰合されし。關東
に安否此時小至極なり。群議をよくく廻さるべ

し。たゞ凡慮おろふ所を兵伐發せられんと
志ありしと思ふに日數成経らる事懈緩と
申すべし。大将一人ま川進發ありと歟といふ。
義時聞て廣元善信を議同し。成悦ひ泰時も下
知し。事此を泰時今夜と出して稻瀬河に藤澤
左衛門尉清近の家小宿す。廿二日泰時十八騎
てうちたけ。式部丞朝時も北道に大将してうら
たつ。廿三日宿老等ハ上洛したる由よりて
とくま承久記小親上社ハ子ハ留り。子上は
親留る。父子兄弟引分上勢留らる。謀しをたそ
ろし。廿五日まて東國に兵とくを打つ。

續史餘論
卷四

實信下一
本分註四
萬二字

東海道大將相摸守時房、武藏守泰時、足利武藏前
 司義氏、三浦駿河前司義村、千葉介胤經、十萬東山道
 大將武田五郎信光、小笠原次郎長清、小山左衛門
 尉朝長、結城左衛門尉朝光、五萬北陸道大將式部丞
 朝時、結城七郎朝廣、佐佐木太郎實信、都合十九萬
 騎也。廿七日、小勅使狎松茂還す。そこの鎌倉小至
 りし時、胤義を使してとあらはれ、尋ねらるる
 らハ、葛西の谷ふかくれぬしを頓て尋出さしめて
 院宣ともやきすてらる。囚れぬるに、一茂義時
 一出して、汝歸り参りて申さむは、義時不義なく
 して、違勅の身と罷成候上ハとらり申に及んず。

軍御好むれを舎弟時房子より候泰時、朝時等を
 始りて十九萬餘騎を参らせ候。此等軍に軍させ
 て御見物あましく、猶あき思召候。すは、三郎重
 時、四郎政村も、これら先として廿萬騎、茂相具し。
 義時、そいそき参らむすふりて候と申せとて追
 出さる。此日午の時、小鎌倉茂出て、六月一日午時
 小賀陽院へ走りつき、泣き子細茂申す。人人興を
 さま努ふ體ををりて、一院よりく物をいひそ、武
 士とそ上らんあると、義時、首をそ取て参らす
 る者あらむとふと仰を、うくて宇治勢多ひの
 る、一や、尾張河へやむ多らるる、とありしに。

株下一本
有瀬守

尾張河破まゝらむ時、宇治勢多よて防く、
し、尾張河は九瀬あり、官兵をまゝらつ
ら、はさゆ、官兵一萬七千五百餘騎、六月晦日東鑑
三日と、都をたつ、五日東軍尾州一宮、小至り兵、
分所、此日山道よりひく、兵小やふら終て、大
井戸の官兵引退さ、六日、豆戸の官兵破まて、株川
洲、俣市脇等、官兵はるゑ走る、八日、秀康等入洛、
敗状を奏せしり、宇治勢多に兵残むけら終、一
院、中院、新院等、叡山、小御幸、此日、鎌倉より義時、
釜殿、小雷震して一人を殺す、義時懼れて、廣元を
ういて、泰時等上洛とけ、朝家残るゑ、ふけ奉らむ

もの也、然る小此怪あると、運命はよくまひ
所なり、今度乃次第、その是非天の決断、仰く、
し、怖畏は限らら、就中此事、關東北佳例、歟、文
治五年東征の時、雷震、于奥州之陣といふ、卜筮セ
し、り、に、最吉乃由陰陽道皆一同、小申す、九日、小
僧等、カよて、東軍にあら、かた、た、を奏
と、し、り、は、十日、三院又高陽院、小還御、十三日、宇治
勢多合戦、十四日、官兵皆敗、此時、佐佐木四郎左衛
門尉信綱子息太郎重綱、宇治川乃先陣と、事あ
る、十五日、大夫史國宗を勅使、よて、泰時、陣、小む
う、ふ、辰時、樋口河原、よて、相逢、ふ、泰時、馬、り、下る、

讀史記
卷四

從兵五千餘のうち院宣讀廢さ者を尋ねし武
 州住人藤田三郎茂樹出してよまむ。今度合戦
 不出敵慮謀臣等所申行也。於今者任申請可被宣
 下於洛中不可及狼戾之由可下知東土者。十六日
 時房泰時六波羅小入内。是兩六波羅始也。凡今
 度の戦殘黨多々ある。疑刑可從輕して死を宥め
 らるべくも多し。佐佐木中務入道經蓮ハ院中此
 謀主たり兵敗きて鷲尾小あまを聞えて泰時使
 して死ある事なり此といひつうハ其經蓮これ
 死を乞ふむ使也。その事也として自殺す
 いまふ志あるを興小のさて六波羅小来り

小泰時本意小そむたしをいひしは眼
 見いらき心地よけり死灰廿四日廿五日小張
 本の公卿并に北面侍法師等十一人を渡さゆ
 七月六日一院を四辻仙洞より鳥羽殿小うつし
 八日小落飾此日持明院宮を御即位を申す
 九日小踐祚先帝を即位登壇もたなく
 軍やふま外舅攝政道家の九條乃第一のう給
 不。在位七十七日。日嗣ははくつへ参らむ元服
 をなくて十七うてらく社を九條廢帝と申し
 炎十三日小一院ハ隱岐國へ十三歳。六廿日
 小新院ハ佐渡國へ十六歳。四廿四日小六條宮

は但馬國後鳥羽第三廿五日に冷泉宮ハ備前
子雅仁親王國第四子頼親王閏十月十日中院ハ土佐國廿九
三十七御幸なりまいらす東鑑を按すふ土御
門院ハ叡慮より起りて忽ち小南海小幸ありふし
をまりし土佐國に下り阿波國につまと分註
して是年代記には此十月一日小土佐ふむらひ
まひ閏十月十日小阿波國へつりまふとあり
さらに始り土佐と申定りし阿波へ移りまい
ら勢しるまし初を其まにますします處し
と申せしに御心より移されまひしと見えし年
經て阿波へ移りまひしといふは以ふらし正統

記してそ其世に亂れし思ふに誠し末の世には
惑ふ心をありぬし又下に上を凌ぐ端を成
りぬる其いれをよく辨へらる事小侍
り頼朝勲功を昔より類なき程なれと偏に天下
を掌にせしは君とて安らし思名を保え
理り況や其蹤絶て後室は尼上に陪臣の義時ハ
亦小なりぬれハ彼蹤を削りて御心のまにはせ
らふ魚しと云も一往の謂なき小あらん然もと
白河鳥羽の御代の比より政道の古きすたや
りく衰へ後白河の御時兵革起て姦臣世に亂る
天下の民殆ど塗炭小落る頼朝一臂を揮て其亂

を平あたり。王室もふるたふくはまてあり
 一と九年に塵を斂り萬民の肩も息まりぬ。上
 下堵を安し。東より西より其徳も服せしは。頼
 朝もくたうてそ叛く者ありとは聞えぬ。こは。頼
 朝もふたと乃徳政もして。いふてたやそく覆
 ふへき。たとひ又うしなはれぬ。屋くとそ。民安
 らば。上天もくみし。次に王者の軍と
 いふは。咎あるを討して。釁なきをば。いふは。は
 頼朝高官も上り守護の職を授ふ。是皆法皇乃勅
 裁也。私にぬを免りとは定うた。後室其跡を
 ららひ。義時久しう。終に權を執て。人望も背ら

さ。上より下。下も釁ありとはいふ。一往
 此謂る。うりにて追討せられん。上乃御咎とや
 申へき。謀叛起りたる朝敵の利得さる。ふは。比
 量も。それた。う。ま。を時。此。至ら。を天のゆる
 さぬ事は疑れし。た。下の上を刺する。は。さ。そ
 免た。は。非道也。終。小。は。な。を。皇化。小。順。は。さ。そ
 き。先。ま。こと。の。徳政。を行。せ。朝。威。成。と。れ。う。ま。成。刻
 する。は。う。を。能。道。あ。ま。て。その。上。に。事。と。そ。覺。え。侍
 不。

謹按。よ。も。小。後。鳥。羽。院。天下。に。君。た。ら。せ。終。へ。さ
 器。小。あ。ら。ま。と。も。に。徳。政。成。語。を。う。ら。は。ね。た。も。不

小初後白河の君を擇み多しやう事うらか
ろくし御事なま高倉の御子を立ちまんと
ふらは長成立ふハ定まれり事なれり三宮を
やたてましく治ま代も幼主成立られ
んハ尤心得あましく也。ましくはたれの中
なれり一歳も年長し終ひし成しそをまふ
庵けきみつうら小なう勢まひしとてやう
て立ち終しハ事終外小帝位成う後く思召け
るさま也。且以仁親王此に川うらの御為に天
下此兵をめき終事ならしうたれは勢終
ひし事成思召まもふと木曾の宮を立終

ハさうし終ハ猶御とそ長しう終ひし
そらの平家終人人を此宮た、世終ふ終しと
たも終しう平家物語小を見えうか
ま又此時東西の帝御兄弟まう後鳥羽
殊に御弟なり御兄まむいして争ひ
ふやうな心も名正しとはいふら終ひく
其始終正しから終る故小その末いりてか
は治ま

後堀河ハ高倉終孫二宮守貞の子也。義時帝位小
所多参らき。御父守貞小尊號を上り。後小院と
申家實を攝政とす。今迄の攝政道家は鎌倉の頼
經終父を終と。順徳の舅とれ

續史略論
卷四
十一

貞應二年太上天皇崩十月家實攝政を

辭して關白たり元仁元年六月義時死六十泰時

家を法くこれより後武家の事ハ下嘉祿元年七

月二位尼薨九十六二年頼經將軍宣下安貞二年十

二月近衛家實關白弒罷て九條前攝政道家關白

寛喜三年七月道家其嫡子左大臣教實小關白弒

ゆつは十月土御門院崩七貞永元年十一月讓位

在位十一年

四條ハ後堀河孫子母ハ道家の女藻壁門院也二

歳して即位教實攝政鎌倉の頼經トモ父ハ

攝政殿ト其子也西園寺前相國天福元年近衛

公經ハ其舅也朝權皆此人小あり

前關白基通薨四十七文暦元年五月廢帝崩七十八月

後堀河崩三嘉禎元年三月攝政教實薨六道

家ふつひ攝政たり三年二月道家其婿近衛左

大臣兼經小攝政をゆはふ延應元年二月後鳥羽

崩六十仁治三年正月帝崩一泉涌寺小葬此事

在位十年

後嵯峨院ハ土御門院第二子母々宰相中将通宗

乃女也承久亂小二歳なるを土御門大納言源通

方外戚に親して養ひるらば十八歳に御時通

方もろく社令を祖母承明門院の許小たこし

乃次四條儀小崩して御子も御連枝をぬし順徳

院いまも佐渡小まじく其御子忠成京にまゝ海
 矣道家外孫たるは、大社残つて申されんとて
 關東へ議せらるゝ小泰時秋田城介義景して此
 帝をたて下るら矣城介京著以前忠成たる也
 何の憚らあはたぐた後して土御門院乃御子残
 つて参らるといひは城介急ぎ上洛して
 承明門院乃御所小参て泰時を旨を申す順徳の
 母修明門院も道家を大に驚きしうと力及は
 同月廿日踐祚二十左大臣良實關白となふ道家
 二條殿の祖なり正統記に泰時をからひ申て此

君をす急奉ふ誠小天命也正理也土御門院御兄
 して御心をもえおとす孝行も深く聞えし也
 路ひしは天照太神の眞意小代てる路ひ申
 けるを理也大方泰時心正しく政すを路ひて
 人をハス物小公家外御事を重く
 一、本所の煩を止しハ風外前小塵なきて天
 ら下則静りさうくて年代を重と偏に泰時
 らカとを申傳ふめる陪臣として久しく權を執
 る事は和漢兩朝小先例を其主たる賴朝す
 ら二世をば過矣義時いなる果報小らんから
 ぶ何家業残しめて兵馬外權を執りため

希な事や。されと殊なる才徳を聞え。又大
 名は下になこる心や有る。中二と勢ハうりそ、
 有し身死しつと。彼泰時相續て徳政を先とし。法
 式をうたぐす。己の成るなる能ならは親族
 并ふあらゆゆ武士もて戒しめて。高官位成望
 ものなかりき。其政はして終る。小衰一終小亡
 ぬるハ。天命乃終る姿を。七代までたもてふこ
 そ彼ら餘薫るれ。恨る所なくといつる。一に
 りそ保元平治より此うのみたわらハるに。
 頼朝といふ人もなく。泰時といふものなからは
 一のは。日本國に人民いづくなわふま。此いそ

兼原本作
 當今改之

禮をよりとらぬ人ハ。故もれく皇威の衰へ武備
 のからふけふと思つるも過也。泰時らじうを
 思ふ小はより誠ある所にもあむ。子孫ハゆ
 ふとの心あらし。なまじと堅くしる法はまじ小
 行ひなまは及すなから世をも累ねしに。持遠
 ろらぬ事ともなれ。近代の得失成見て將來に
 鑒誠とせらゆへ也。此年六月十五日。泰時卒。六
 經時泰時孫。寛元元年六月。中宮皇子誕生。西
 園寺右大臣實氏外祖に勢成得て。道家良實父子
 と共小朝政執る。西園寺の家を起さ。二年四
 月。頼經その子頼嗣。小將軍成讓る。在職十八年。七廿

賴嗣六歲也。四年正月讓位。七在位四年。

後深草は後嵯峨第二子。母ハ西園寺大政大臣實
氏の女。大宮院殿也。即位の時四歲。上皇乃御政務
をなす。關白良實父は道家と不快。小なりて職を罷
罷きて。其弟實經攝政なり。是一條殿の祖也。三月
經時病にりて。執權を弟時賴小申つる。閏四月
小卒す。七月。賴經歸洛。寶治元年。正月。實經罷らば
て近衛兼經又攝政なり。建長四年。二月。時賴重時
戎使して。上皇乃一宮宗尊親王を迎ふ。此禮前將
軍賴經京にて在をみ。くらむとの企ある。聞
え。小なりて也。此月。道家薨。六十。此人賴經の父

なまじりうせ給ひし事關東に於て給ひしやとい

ふ説あり。二條家の説ふ。道家北條を恨む世に

なまじりたんとせしを良實つ子小諫めらむといは

父子むつま。うらさ。といは。四月。宗尊親王

下向。又十三と。同月。賴嗣歸洛。十三年。十月。近衛兼

經攝政を辭し。其弟左大臣兼平攝政たり。此は鷹

司殿乃祖也。初道家の長子教實九條殿を相續し。

二子良實二條殿といひ。三子實經一條殿といひ。

今又近衛分れて鷹司となる。此は五攝家と

稱す。執柄家の權をなす。たんと。時賴。此は

らひし所なる。此後攝家の事を論ず。其の故を

言史館記

藤氏の權これなりつひ
小松とろへり故なり

按する小良房基經は相業議するらば社稷
之臣といひはる。雖然光孝宇多の君たるも管
公廣相の臣たる猶其權は奪ん事を欲す蓋是
防微杜漸は深計遠慮也忠平の純臣なり外
實賴の後柄臣九世皆是外戚之威を恃み朝廷
之權を弄す後三條其權を抑へり是英明之
主也院中政衰兵革屢起り小松を以て藤氏
は大臣その危を救ひ顛を扶く一人それ
保元の亂に忠通朝家小あり其弟賴長と不
和なるの故也といへとも其職小耻すといふ

一平治小基實關白たるは十六の童子
論を多にたらず平氏西奔乃日基通不從駕而
還法皇は恩寵茂思ふ小よりゆといへとも身已
小朝廷の大臣なりいって捧首鼠竄して生を
苟くそすつと義仲の法皇茂幽を一日基房そ
の間小彌縫して泰甚茂去して濟時之才なき
小もあつて賴朝守護地頭を請ふ兼實は
茂茂執奏す遠見深識なりとす承久は亂
の家實寸策を以て又新帝は攝政となる其
耻たるは五代は臣のとも其のち後醍醐南狩
の日小至りて經忠最初小南に來り大臣の

續史餘論

卷四

七

義小はらひ、これらの外、北朝小留り仕し輩と
 もに君臣之大義を語るべからず、抑いさゆる
 攝政關白ハ大臣の表率なり、然るふらく忠を
 く義を弘輩、累世その職小任して、たゞみつら
 らそ、能望族門地小矜る、耻なきの甚しき也、王
 室のねとろへしと、たゞ名教乃やふれ、小ら、
 りと、北畠准后此いひをん事、まゝとに然り
 帝在位十三年、よて、正元元年十一月、讓位時小
 龜山院、後嵯峨第三子とそ、第六子としり、紹
 運圖小、れも第四子後深草、同母弟也、十一歳
 にて踐祚あり、弘長三年十一月、時頼卒、三十是

了とき後深草、建長七年十一月三十歳の時入
 道して、長時小職成ゆつたり、文永九年二月、後嵯
 峨崩、五十一院中よて、收をたろしめ、次と廿餘年也、
 文永十一年正月、讓位、廿六
 後宇多々龜山第二の子、後嵯峨とり養ひ、文永五
 年八月、太子小たけ、二十一歳、十一月、正月、受禪、八此時後
 深草を本院といひ、龜山院新院といひ、龜山院中
 よて、政代聽す、十月、本院の子熙仁伏見院の御事を東
 宮に十一歳、帝より、二正統記小、龜山院成繼
 體と思召たきて、なま小、后腹小皇子生れ、終ひ
 一を、後嵯峨とて、やいなひまして、いっし、太子

小つて後ひぬ。後宇多也後深草院御子。えささふちて
 生社ありひつとを引こささす。御事。後
 嵯峨くますひて後九年永兄弟御あらそひせ
 後ふ事あり名社を御政務の事歟關東より時宗
 母儀大宮院小尋申さる。先院後嵯峨院御事御素意
 を當今小龜まより由を仰せらハさ社をさす
 事定り禁中にて政務をせ給ふ。龜山此時天子
聽り後嵯峨繼體をば龜山と思召定免を社を
 後深草の御流いふと覺へしを御出家の御
有と龜山弟順に義思召けり。弘安四年正月蒙
 御猶子として東宮小す急さふ。

古入寇の事あり。十年十月讓位。在位十三年
 伏見院々後深草院第二子。十一歳にて東宮小立
 給ひ。廿三歳にて受禪。後深草院院中にて御政務
 あり。此時太上皇三人あり。後深草院一院とを奉
 院ともいひ。龜山院中院といひ。後宇多を新院と
 いふ。正應二年四月。帝比第一子胤仁後伏見の御事。東宮
 小たつ。正統記小龜山此君伐見東宮小を後ふ。
 其後御心をゆひにあり。子まをふ事は出来て
 踐祚あり。東宮宣時を。此天皇乃御子あり。一
 關東に輩を貞時を。龜山の正流をうさ給
 へる事を知り侍り。いと。近比となりて世を疑

しく思ひけしと小や。兩皇後深草。此御流をうご
 ろくす。申さむと相とからひふふとなん。異本
 太平記小。故院に叡旨更小御嫡流本院乃御子孫
 登極乃事成止中。院の御一流をの。将来
 皇統た多く。と。定申さむけり。武家を年来を
 如此小存定奉りさ。爰小弘安に末はう。持明院
 殿より。故院に叡思全く御正嫡に當流を棄損申
 さし。後代乃御登極成止申はる。御素意小あら
 はる所見宸翰の御遺状等成内。關東一遣はさ
 して。愁ひ仰られし。其時武家承り披さけふ
 小。程やうて正應登極の御事をな。伏見の持明
年號

院殿小執らし申る事

按するに。伏見此院を東宮小立られし。時宗
 の計よりありしを本院に譲りし。新院の御心
 をとけ。本院と御中よりなす。は。大宮院殿
 も悦まふ。此のちを讓位。即位立坊を關東に
 ころらひ也。と。説あり。正統記の説は。と
 く。よて然る。と。歟。時宗よりからひ。よて東宮
 小立てられん。よは。本院を悦まふ。とも新院の
 御心よりは。ころらひ。終不。然る。但。關東
 王申す旨あり。は。龜山弟順に義成思召
 り。あ。歟。又。後。嵯。我。い。の。なる。御事。ふ。り。て。継

體を以て龜山と思ひ定むるや、も一後深草之
 不孝小を以て、龜山ハ御愛子にて有之故を以
 一之、おまらるる西院相争ひ多ひて、ついに天下
 南北小分れ、龜山乃皇統を絶つり、よからぬ御
 事小や

又按るるに、後宇多讓位時、纔廿一歳を以て、
 龜山も残り多之思ひ、上も御本意を以て
 禰とも、後深草乃本院侍り、後深草一と關東
 より奉奏し申せば、御心おろしならし讓位あり
 今るといふ説あり、其本太平記小所謂弘安時
 末に持明院殿關東小仰つるを以て、一と見

一ハ、正統記、一ハ、其後御心もゆつたは
 一とまなふ事、一出来て踐行ありと、いひ
 一事を多し、一は、後嵯峨崩後、一後
 深草、龜山御争時、大宮院殿の仰られ、一に
 一は、一龜山一流継體を以て、一今又持明院殿
 此仰小を以て、後嵯峨此御心然る小あら、一關
 東の輩、一は、一と申さるる、一とさきに、一りて、
 さらば、一西皇此御流成らる、一と申さむと
 相謀り、一なる、一、一は、一持明院殿、一り、一關東
 一遣はさる、一後嵯峨此御遺状、崩後十數年の
 のち、一出て、一なと心得られ、一關東の輩、一い

ふらふらとふと思ひしは、あつたは、世を疑
しくたもひし程なきは、然るへき事の出来し
と思ひて、さらば、兩皇は御流のつらふ、あへ申
さむともうりなふ

此年九月、鎌倉將軍惟康、俄小上洛して、後嵯峨

子宗尊より一代後深草の御子、又明親王當今の

弟を鎌倉小むらへて君とす此時天子と鎌倉殿

也、鎌倉執權を三年三月四日、小紫宸殿の獅子狛

犬中より、これたり、皆あやしみ、十日の事

なる小、天いさ、明さるに、甲斐源氏の末保曆同

小菅原の、浅原八郎為頼といふもの禁闕を侵

すことあり、こまふりて、中院龜新院後守告文

茂關東、つうは、増鏡小、九日、右衛門の陣よ

り、武士三四人馬小乗り、九重の中へ馳入

て、上小のりて、女孺の局つら乃口小立て、や、と

ふ、その代見上を祀り、け、高、たそ、け、け、あ

男、赤地、錦、鎧、花、さ、ま、小、緋威、乃、鎧、着、て、帝、を

いつく、小、た、ふ、そ、と、問、夜、の、お、と、く、に、と、い、ら、ふ

ま、は、ひ、つ、く、そ、と、又、と、ふ、南、殿、より、東北、に、隅、と、教

れ、南、より、あ、ゆ、き、ゆ、く、間、小、女、孺、内、小、参、り、て

權、大、納、言、典、侍、殿、新、内、侍、殿、を、と、ら、を、上、ハ、中

宮、に、御、方、小、あ、た、ら、を、終、ひ、を、れ、對、の、屋、小、忍、ひ

てさけさせまひ春日殿へ女房にやううていら
 せまふ春宮を付中宮に御方の按察殿いたき参
 らせて常盤井殿へちりてふく此男からふ
 て夜御殿へ尋参りそ社とそ大方人そなり中宮
 に御方の侍乃長景政とりふもの名乗り参て戦
 ふうく程小二條京極の篁五千餘騎よて馳ま
 りてとをばくふに合る聲をうた聞えけ
 まる心安とて内小参る御殿ともの格子引とな
 ろりて亂入小叶ハ一と思ひて夜御殿に御苗の
 上よて自害しぬ太郎なりなる男ハ南殿に御帳
 乃中にて自害しぬ弟に十九となりけるは大床

子の椽に下小伏てふふその足成りましくけ
 社とそはをうあまたしてさらわむとす社をか
 ぶハて自害をるとても腸をば皆より出さる
 手ふそもうをりそに儘なら何れも六波羅
 へりさけけりて出さる此事次第小六波羅小
 て尋沙汰を程に三條宰相中将實盛を召捕り
 ぬ三條の家小傳りて鯰尾とやいふ刀よて
 此浅原自害したふとりふ事とそ出来て中院そ
 ちりしめいたるなとよ聞ありて心うくいみ
 じさやうふいひありふ中宮に御兄權太夫公
 衡一院の御前よて此事ハ禪林寺殿に御心合

たるふにふへし。さてたたらうにまたハシマシ
 する事や出来ん。院をま川六波羅小移し奉ら
 る事。事にしをふと彼承久の例を引出つへく
 申す。ふ。い。う。て。ら。は。ま。て。ハ。あ。ら。む。實。を。ら。ぬ。事
 を。人。ハ。ふ。く。い。ひ。な。す。の。也。故。院。の。未。記。御。影
 小もたむをむ事。そ。い。み。し。社。と。涙。を。み。て。宣
 不。我。心。ふ。ハ。ま。た。ハ。し。ま。ま。や。と。見。奉。て。是。内。々
 了。此。仰。を。と。こ。ひ。し。武。事。も。聞。ゆ。ま。る。中。院。を。新
 院。も。思。し。驚。く。以。と。あ。は。た。く。し。ま。様。に。な。り。ぬ。ま
 ハ。い。う。く。ハ。せん。と。や。ま。ろ。く。免。さ。ぬ。よ。誓。た。る
 御消息を東へ遣はせしめり。のち事つたり。

昔侍。さて長月廿初。た中。院御櫛。たろ。せ。終
 不。九。月。中。院。四。十。一。日。御。落。飾。禪。林。寺。殿
 不。今。南。禪。寺。即。院。皇。居。也。

按す。ふ。小。此。時。中。院。鎌。倉。へ。つ。し。申。へ。し。な。く
 不。事。ま。あ。ま。し。に。や。稱。名。寺。山。う。ち。小。龜。山
 御座ありし跡也。な。い。ぬ。所。何。ぞ。その御儲もろ乃
 たる。免。小。御。所。造。ら。れ。ん。と。い。ひ。し。事。も。あ。ま。し。に
 や

永仁六年。讓位。三十 在位十一年。持明院殿と申
 也。

後伏見ハ伏見に第一子。十一歳。て受禪。こ。此。時
 後深草。龜山。後宇多。伏見上皇四人。き。八月。

後宇多第一子御子を東宮小左川帝再從兄弟十四歲。正安三年三月。鎌倉此時執權。隱岐前司時清。山城前司行貞上洛此時小十。後二條。後宇多第一子。十七歲。受禪。八月。伏見第二子。東宮小左川龜山法皇五歲。後伏見御代。上皇と院中して御政務。伏見。後伏見御代。參り仕ふる人希也。小又つりり。在位六年餘。徳治三年八月崩四廿。花園は伏見院第二子。十二歳。即位。伏見上皇院中して御政務あり。九月。後宇多法皇第二子。茂

東宮小左川。正統記。諸君。定あり。後二條乃一子。御子邦良親王。居終ふ。と聞え。小思召故あり。とて。小親王。茂太子に。とて。小彼。一の御子。たさなく。は。も。務は。猶子乃儀。て。傳は。を。一。邦良親王。早世の御事。あら。此御末。継體。たる。一。と。そ。置。き。より。く。事。不。邦良幼年。より。故。關東に。在位十一年に。龜山法皇。仰ら。れ。定。め。ら。ま。也。て。文保二年。二月。東宮小讓。ら。成。此時。帝。を。廿二歳。東宮ハ。廿二歳。を。受。後宇多法皇。を。何。え。その方。さ。ま。能。人。待。う。ね。申。は。る。高。時。の。初。也。東。宮。の。初。也。

後醍醐を後宇多第二子。三十二歳より受禪。後宇
 多は法皇院中より御政務あり。三月。後二條の子
 邦良親王。後東宮。小多。元亨二年。夏。法皇より
 大納言藤定房を御使して。政を當今小任より。後
 閑居あり。と。關東へ仰遣。武家異議あり
 り。と。大覺寺殿へ。つち多。正中元年。六月。
 後宇多。法皇崩。九月。土岐頼員。多治見國長等
 帝に密詔を受て。鎌倉。後。乃。聞え。六波
 羅より。兵。後。二年五月。日
 野中納言資朝。日野石少辨俊基とら。後。東行
 帝に近臣より。密詔を。聞え。ふ。

て。七月。萬里小路大納言宣房。後。告文を
 高時。後。資朝。佐渡國一流。後。俊基をゆふ
 さ。歸り。朝廷無事に。後。
 按。高倉院嚴嶋御幸。時。清盛入道誓詞
 を。後。入道逆威
 後。強ひ申。後。龜山。後
 宇多關東に告文を。後。淺原。事。小
 り。世。浮説を仰。後。萬乘。尊。後
 屈。陪臣。誓。後。至り
 て。王威地。後。此。後。醍醐。又。告文。後
 下。後。關東の疑を解。後。御

宿意をもちたさ終人多きを叡謀ふり終りといふ
とむ歎。されと帝徳の御累とそ申へき

嘉暦元年三月東宮邦良薨^四七月後伏見上皇第

一子^{光嚴院}の御事と東宮小を川^四帝の御子を多うり

いと東宮立坊ハ關東より終らうらひなきを

御心小任せられ矣元徳二年四月朔日中原章房^{あき}

盗れため小ころさる^{常樂記には大判}異本太平

記小章房清水寺小詣て下向此時西乃大門より

八幡をふし拜しに小雨あり小蓑笠小を

むさしたるもの一人後を過ると見えし太刀

を抜て章房の首をうちねとて坂を下りゆく

下人四五人あせやとて主を持せし太刀を抜て

逐しと後影を見えぬをたりこの章房を

中家一流に棟梁法曹一道の碩儒とすも四朝小

法うて一家の世譽を得たり殊小當代無雙乃

息澤小浴し夙夜無二に拜趨致しをて釐務

此断獄朝儀乃裁断君臣の顧問を得しは皇家

の輔弼をせし小くは殃災を出来し事朝に愁

歎道に衰微たり子息章兼章信等嫌疑致し仇

敵を索むる小いふし聞出さむ東山雲

居寺に南の間乃東北に小どの岸に上小一字あ

り瀬尾兵衛太郎并に同郷房といふもの也名譽

此惡黨の如く、社をさす者也。志あるふられらハ殺害
 疑なりと云く定め、社を、章無を折ふ一病林小
 不して行向ハ、舎弟章信、廳下部十四五人郎
 從下人三十餘人具一白襖、小着籠に帶劍一、小八
 葉社車まで、未明、小彼在所へ寄たり、弟は是非
 なく、彼屋をとらまき、屋の内、成り、一々、小一
 人を見え、又本人、他行、社家とも見一、矢、ぬり籠
 まて、うちやふり、板敷、社下まで、さう一、社とも
 一人も、なく、力なく、歸らんと、身處、小、心、を、やき
 一の、走返、薦、天井、構、た、糸、を見上、さ、る、小、人、社、衣
 裳、社、つ、は、少、み、え、を、ま、さ、る、多、川、長、刀、まで、天、井、成

と、社、破、る、小、人、さ、る、さ、る、居、る、多、社、を、さ、る、見
 付ら、社、ぬ、と思、ひ、て、太、刀、抜、て、男、一、人、ね、と、下、ら
 む、と、一、ける、處、成、下、一、ま、さ、て、矢、長、刀、まで、腹、ま、き
 を、社、を、さ、る、社、を、か、ら、飛、下、弟、を、さ、る、合、て、擲、免
 ん、と、一、ま、さ、と、名、譽、社、手、ま、さ、る、社、を、手、た、ひ、足
 う、社、と、毛、散、く、小、切、を、ら、ひ、て、さ、あ、社、を、社、を、も
 あ、ら、は、社、を、郎、從、一、人、う、一、法、より、太、刀、取、直、し、
 小、脇、成、さ、す、社、を、社、を、ひ、多、む、所、成、廳、下部、彦、武
 とい、ふ、者、く、み、ふ、す、此、男、初、社、勢、ふ、を、似、す、事、社、外
 によ、い、事、社、を、や、う、て、社、を、一、て、首、を、と、る、此、章
 房、ハ、一、道、社、儒、宗、當、職、社、廷、尉、と、して、義、を、正、し、理

を断りて社を、一檢断訴訟其由来ふらうてみ
 たるに鬱憤よりなき怨念は結ぶ人ありん
 又を且暮此拜趨獻賞他ふことを社を、一權を
 そ社み祿致奪んとやあらずん、本人も親昵を
 う孫て宿敵をばとらねを、傍輩等倫に怨望一端
 をなかりき、志のふ彼災害萬人のうたうひ浅
 ららぬ、爰ふ退て子細致尋ぬるに、此章房を無二
 乃拜趨年つより、恐らくハ匡弼の器たりしは、
 恩寵を浅うらば、一に付て、社を獻旨を重
 くし、公儀をも背くまゝ死そのと思召さ社年来
 此叡念をある時、何れハさ進て、關東征伐此事を

仰出さ社一、小章房身致顧る、義致貽さ、眞實
 此諫言を奉り、社を不臣、梟惡を挾く、偏頗漏脱
 乃事ある、一器小あらさ社とを、獻慮に一味一
 奉らば、一事を深く怖社多ひて、近臣成輔朝臣
 小仰談せら社一、ふか、社名譽の惡黨小縁をこ
 くり、祿をあたへて、竊小章房致うらう、と努む社
 ともや、果して此事致達せり、は、さ、彼を横死も
 天下大變此端として、朝儀より出々、後了を
 粗聞えとを
 按、さ、小、こ社ら社事ふらうて、帝の御心致觀
 ぶ、小、帝業遂小全のらう、一、事む、さ、り

此月帝東大寺、興福寺、延曆寺へ行幸、うに僧徒等
 伐うたらひ關東をさかり給ふ。五月、僧圓觀、文觀、
 忠圓等とらハれて東行流刑。日野資朝、佐渡まで
 殺され。七月、俊基ふう、ひ關東ふめ、うせられ
 て殺され。元弘元年、八月、關東乃使二人上洛。こま
 帝并小尊雲法親王、伐流し參らせんきめ也。帝笠
 置不行幸。九月、笠置陥り、帝蒙塵路りてとらハれ
 て六波羅小入給ひぬ。在位十三年。時小四十九歳
 光嚴院元弘元年、十月、即位。九後二條孫、邦良孫
 子康仁、伐東宮とす。

按より多小龜山孫御後より後醍醐よりくまは

セー小後二條孫御孫を東宮小立申し給ふハ、
 武家なき義に厚きとわいとほし

明は正慶元年、三月、後醍醐隱岐へ遷幸。此帝纔
 在位二年より、正慶二年乃五月、北條からひ代
 して百五十四年、後醍醐重祚あり

後醍醐復位の事ハ

元弘三年、正慶二年、六月、皇位伐復し、まひ、その明
 年、伐建武と歸す。二年、八月、源尊氏叛しぬ。三年、八
 月、尊氏光嚴孫御弟光明院伐せし、共主とす。十
 月、小後醍醐尊氏軍門小降り給ひて、叡山を御
 下りありしを、花山院とらしまるら次

。南北分立の事九變

建武三年十二月小後醍醐吉野へ奔りてひき。是
 より吉野殿を南朝といひ。武家共主伐北朝と
 申せしむ。されど重祚後天下に一統三年小
 小みたてて南北小分れ。そのち吉野殿に
 はしまれし四年より延元四年北朝暦應二年八
 月十六日小崩し御五十三
 後村上院位をつとむ。在位三十三年。建徳
 二年北朝後光嚴の應安四年三月崩し終ぬ
 後龜山院即位す。在位十九年より北朝後小
 松院に明德三年義滿將軍の比也閏十月南北御和睦に

てありし世にたゞ持明院殿と大覺寺殿とを
 多く御治世あるとして南帝御入洛して大
 覺寺殿小いらせ給ひ。三種の神器は北朝一渡さ
 れ南北分立五十六年此のち又うねてのちらましを
 うひて大覺寺殿に御流代をたろしはれさる
 けは南方の人々憤りて軍起りしや。南軍終
 不利るくして後花園院に長祿二年六月後龜山
 の御子南帝高陽院に此はひしるをあくまて
 南帝は皇統を絶し也。明德三年より小至て
百廿餘年かと也
 按ちるる後醍醐不徳よりたハしを北

條の代にほろふ辱ふ時小あををひひりりも
 志りし程ハ中興の業を起しせ給ひりや
 やうて又天下をなしてづひ小南山よのりき
 給ひきと社とゆきしを萬乘の尊位踐せ給
 苑し御事よく三種乃神器を御身にまきこく
 才勢給ひりり時北關白近衛左大臣經忠茂
 をし給て光明院御代は忠を存し義を
建武四年四月を北朝より朝臣多くは南朝小赴を仕へり
 武家の輩を北朝より經忠茂の近衛の祖なり
 武家の輩を猶後ハさゞるは是利殿の代となり
 てもな不後ハさゞる國國猶たほりき
後龜山乃

こ一を南朝の御領河内大和和泉紀伊伊賀伊勢志摩飛騨信濃上野越後伊豫備前石見長門越中肥後日向大隅薩摩然まとも終小運祚乃ひ摩等二十州よむは
 ら多給ふ事なかりハ皆是創業の御不徳小
 りりて天にそまはぬな多へハ北朝ハた
 足利殿の君小をむさるわらせられて臣と
 して天下をあらは給ふ事をさすの心は中
 小を社給ひは給ふを戦小每度利のりり
 一にまきて勸申す者とそ有しかをやくて光
 明院の君として南北の帝に御争はた小くに
 多取をらる社也と社を心はふ人人ハ北
 朝小仕ふ事成らつゝは小にたもひハ太

平記等物語不_レ。持明院殿ハ大果報_レ人小
 て將軍_ヲ天子_ヲ弒_シ後ハ_レを_レ後_ハい_ハな_レ。世
 人人い_ハい_ハもて_レや_ハし_ハな_レと見_エう_レ。さら_ハ
 北朝_ヲ全_ク足利_ノ殿_ヲ以_テら_レた_レ免_ニて_レた
 こ_トあ_ルら_レを_レ後_ハい_ハ所_ヲて_レ正_シき_レ皇統_トを_レ申
 した_レた_レな_レ。或_ハ偽_ニ主_ト偽_ニ朝_トを_レと_レ其_レ代_ヲを_レ
 い_ハい_ハと_レ持_テ見_エう_レ。其_レの_レう_レ鎌倉_ノ殿_ヲ天下_ヲ
 事_ヲ行_キし_テ。猶_ハ王_ノ朝_ヲ命_ヲは_レた_レり_ハ所_ヲを_レあ
 り_キ。義_ノ時_ノ代_ヲ不_レ廢_ス立_ヲを_レ志_ス不_レあ_ル。陪_ノ臣_ノ
 と_シて_レ國_ノ命_ヲ弒_シた_レ。こ_トり_ハ事_ヲは_レす_レ古_ノに_レ姿
 世_ノ不_レ乃_レを_レ後_ハ醍醐_ノ兵_ヲ起_スせ_レ後_ハい_ハ

時_ノ不_レ及_テ。猶_ハ王_ノ命_ヲに_レ應_ズ。其_レの_レ多_クり_キ。其_レの
 の_レち_ハ南_ノ山_ノも_レ不_レか_レ。後_ハも_レ猶_ハ六_ノ十_ノ餘_ノ州_ノの
 内_ハ三_ノ分_ノか_レ一_ノ川_ノを_レ天下_ヲ不_レ王_ノす_レ。事_ヲを_レ知_リ
 不_レ。南_ノ朝_ノ既_ハ不_レ亡_ス。後_ハ。天下_ノの_レ人_ノ皇_ノ家_ノあ
 不_レ。こ_トと_レ後_ハ志_スら_レ。豊_ノ臣_ノに_レ太_ノ閤_ノ乃_レ代_ヲ乃_レ初_ニ。皇_ノ家_ノに_レ
 威_ヲを_レ假_シあ_ル。る_レせ_レ。天下_ヲを_レ掌_スす_レ。と_レね_レも
 ひ_テ。每_レ事_ヲ勅_シ詔_ヲを_レ稱_ス。と_レれ_ハ。誰_ノも_レは_レ其_レに_レ
 不_レ。應_ズ。せ_レ。其_レの_レあ_ル。る_レ中_ノの_レ不_レ靡_ス。後_ハい_ハ
 其_レの_レと_レも_レは_レ。た_レ。其_レの_レ兵_ノ力_ヲ弒_シ。故_也。こ
 ら_ハ不_レ。皇_ノ家_ノに_レ服_ス。し_テ。に_レを_レあ_ル。る_レ。王_ノ家_ノに_レた
 と_レ。ろ_ハ。多_クい_ハ。事_ヲの_レり_ハ。弒_シ。按_ス。す_レ。不_レ。こ_ト。め_レ。文

徳子幼子をもて儲位ふたてまひしより起り
 て終ふを院中其御政務ふ及て其威權をあら
 せて武家を假しあふしはさむいし小事なり
 ぬさらは一日二日小萬機あまるといふとも川
 とそらく心得らるるき事にや

讀史餘論卷四

